

一般社団法人日本色彩学会 将来構想委員会規程

(目的)

第 1 条 一般社団法人日本色彩学会（以下、本会という）に設置される将来構想委員会（以下、本委員会という）は、本会定款第 3 条による法人の目的を達成するために必要な長期的かつ継続的な重要事項に関する事項について審議し、施策を提言し、本会の将来構想および戦略について検討することを目的とする。

(委員会の業務)

第 2 条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に示す業務を行う。

- (1) 本会の将来構想に関する事業の検討および理事会への提言
- (2) 本会の組織運営に関わる実態の把握、活性化に向けた事業の検討および理事会への提言
- (3) 本会の目的を達成するために本委員会あるいは理事会が必要と認めた事項

(委員会の構成)

第 3 条 本委員会は、委員長 1 名を含む若干名の委員により構成する。

(委員の選任)

第 4 条 本委員会の委員の選任は次の各号による。

- (1) 委員長は、本会理事の一人が担当し、会長が委嘱する。
 - (2) 委員長以外の委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。ただし、委員には会長および事業担当副会長を含める。
- 2 委員に欠員を生じた場合には補欠委員の選任を行うことができる。選任の方法については、本条第 1 項を準用する。

(委員長の任務)

第 5 条 委員長は、理事会の諮問事項、審議結果、意見等を本委員会に伝達するとともに、本委員会における審議状況、審議結果、意見等を理事会に反映する。

(委員の任期)

第 6 条 本委員会の委員の任期は委嘱の日から次年度の総会の日までとし、再任を妨げない。ただし、後任委員が選任されるまでは、引き続きその任を負う。

2 第 4 条第 2 項による委員の任期は、本条第 1 項の規程にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第 7 条 本委員会の会議は委員長が招集し、開催する。なお、会議はオンラインでの開催も認めるものとする。

2 委員長は、必要に応じて臨時会議を招集することができる。臨時会議は、電子メール、ファクシミリ、郵便等の通信手段により行うことがある。

(議事録)

第 8 条 本委員会の議事録は、本委員会で確認の上、1 部を事務局に保管する。

2 臨時会議を電子メール、ファクシミリ、郵便等の通信手段を用いて開催した場合は、臨時会議後初回の通常会議でその内容と結果を確認し、議事録に記載する。

(規程の改廃)

第 9 条 本規程の改廃は、本委員会が起草し、理事会が行う。

附則

本規程は、2024 年（令和 6）6 月 29 日から施行する。